

## ののいち環境きくばり住宅適合証交付要綱

令和6年3月22日野々市市告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境の保全の推進を図るため、環境に配慮した住宅を設計又は施工する者に対し、ののいち環境きくばり住宅適合証を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ののいち環境きくばり住宅適合証 環境に配慮した住宅として市長の認定を受けた住宅を設計又は施工した者に対し、交付される適合証をいう。
- (2) 確認済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証をいう。
- (3) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）で定める断熱等性能等級をいう。
- (4) 検査済証 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。
- (5) 住宅 新たに建築される1棟からなる1戸の住宅（人の居住の用途のみを有するものに限る。）で、これまで人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (6) 設計者 建築基準法第2条第17号の設計者をいう。
- (7) 工事施工者 建築基準法第2条第18号の工事施工者をいう。

(適合証の交付基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する住宅について、次条の申請があったときは、ののいち環境きくばり住宅適合証（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

- (1) 本市の区域内に建築される住宅であること。
- (2) 令和6年4月1日以後に確認済証の交付を受けて着工する住宅であること。
- (3) 別表に定める基準のいずれにも適合する住宅であること。
- (4) 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。
- (5) 建築基準法の規定に適合している住宅であること。

(適合証の交付申請)

第4条 次に掲げる者は、市長に対し適合証の交付申請をすることができる。